

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 60 号議案から第 78 号議案までの以上 19 議案を追加上程いたします。

議事に入る前に、私からですが、17 日の議案審議のときに「質疑を出すときは、通告制にしている」という発言をしましたが、これは、完全通告制ということではなくて、正確な答弁を求めるためには、通告が必要という意味で、発言しておりますので、補足をいたします。

日程に基づき、議事を進行いたします。

日程第 1. 災害復興対策特別委員会報告を議題といたします。

災害復興対策特別委員会の報告を求めます。

末藤災害復興対策特別委員長

末藤災害復興対策特別委員長／おはようございます。

災害復興対策特別委員会の報告を申し上げます。

令和 3 年 6 月 21 日第 7 回災害復興対策特別委員会を開催いたしました。

これまで、本特別委員会では、令和元年豪雨災害の被災者支援や災害ごみ処分、農地や河川などの災害復旧、また、新型コロナウイルス関連対策などの協議や問題解決を図ってまいりました。

結果、豪雨災害の災害ごみ問題や災害復旧・復興及び、新型コロナウイルス関連対策に関しましては、所期の目的を一定達成できており、今後これに関連する問題につきましては、それぞれの常任委員会で協議や報告が望ましいということから、災害復興対策特別委員会は、本定例会をもって終結することで意見の一致を見ました。

以上、報告を終わります。

議長／特別委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより、討論を開始します。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより採決をいたします。

ただいまの災害復興対策特別委員長の報告をもってこれを廃止したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、災害復興対策特別委員会はこれをもって廃止することに決定いたしました。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が、各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第2. 第51号議案 武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から、日程第5. 第58号議案 武雄市新球場建設建築主体その2工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

以上4議案は、総務常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過と並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第51号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第51号議案 武雄市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、固定資産税の評価に不服申出があり、関係者に出席を求めて口頭審理を行う際に、口述書として書面で述べるができるが、その口述書に署名押印を求めていた規定を削除するものであり、国における押印見直しの一つで、国の準則が見直されたことによるものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 52 号議案 武雄市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、市の職員に採用されたときに、法に基づきサービスの宣誓をしているところ、その宣誓書への署名押印を削除するものであり、国における押印見直しの一つで、政令の一部改正に準じた取扱いを行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 56 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 56 号議案 武雄市消防団条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、武雄市消防団条例第 4 条の定員について、団員の定員を 1,470 人以内から 1,370 人以内へと改正するものであり、今回、実人員に沿う形で改正を行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 58 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 58 号議案 武雄市新球場建設(建設主体) その 2 工事請負契約の締結についてについて、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づき議会の議決を要するものとの説明を受けました。

本契約は、指名競争入札を経て、6 月 2 日付で栗原・橋口・松田建設共同企業体と仮契約を締結、契約金額 5 億 3,831 万 8,000 円、工期は議決の日の翌日から令和 4 年 2 月 28 日までであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 51 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 56 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 58 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 . 第 54 号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 7 . 第 59 号議案 朝日公民館建設建築主体工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 54 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／（手話）皆さんおはようございます。

本委員会に付託されました第 54 号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、重度心身障害者の医療費の助成対象者の範囲を拡大するもので、現行の医療費助成対象者である身体障害者手帳 1 級及び 2 級所持者や、知能指数 35 以下といった身体及び知的障害者の程度が重い方に加え、精神障害者の程度が 1 級の重度精神障害者を対象者とするものとの説明を受けました。

また、補助対象とする医療費の範囲は、精神科への通院、精神科以外の通院、一般病床等への入院とし、精神病床への入院は対象外であるとのこととあります。

適用は令和 3 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成からであるとのことと説明を受けま

した。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。
松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 59 号議案 朝日公民館建設(建築主体) 工事請負契約の締結についての、審査の経過と結果を申し上げます。
本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に基づき議会の議決を求めるものとの説明を受けました。
本契約は、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を 6 月 3 日に実施、本山・松尾一建建設共同企業体が落札され、6 月 9 日付で建設工事請負仮契約を締結したもので、工期は令和 4 年 2 月 21 日までであるとのことでありました。
また、世界的な現在、木材の急騰などに伴い、工事費に変更が生じる場合は、変更契約を対応すべきであるというふうな答弁も受けたところでございます。
審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 54 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 . 第 50 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例及び日程第 9 . 第 55 号議案 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の
一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、産業建設常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並び
に結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 50 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 50 号議案 武雄市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

北方町のし尿等の処理施設の変更を行うことにより、周辺的生活環境への影響を調査する「生活環境影響調査」が実施されましたが、この「生活環境影響調査」の結果は、市の条例に基づき縦覧等及び意見聴取の期間を設ける必要があり、縦覧等に関して必要な事項を定めると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 55 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 55 号議案 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

乳待坊公園の管理運営を指定管理者に行わせることができるように条例の一部改正するものでした。

現行の第 8 条の次に、(指定管理者による管理) 第 9 条、(指定管理者に行わせる業務の範囲) 第 10 条、(利用料金の収受) 第 11 条、(指定管理者に管理を行わせる場合の準用規定) 12 条を加えると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、50号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 第 53 号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び日程第 11. 第 57 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 53 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 53 号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、附則で新型コロナウイルス感染症が定義されていた条文が削除されていることに伴い、市もこの条例の附則において、新型コロナウイルスへ対応した場合の手当の支給を規定している文言を改正するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。

上田総務常任委員長

上田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 57 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとしては、2 款 2 項 1 目. 企画総務費、12 節. 委託料の「デジタル推進事業委託料 95 万円」は、スマホなどのデジタル活用に関する基本的なスキルを習得したい市民の方を対象に、機器操作等に関する相談会を市役所、各町公民館にて計 25 回、活用講座を各町

公民館にて1回ずつ実施するなど活用支援を行うとの説明を受けました。

事業者が国の事業を採択できた場合は、国の事業として実施するとの説明も受けました。

10款6項1目．保健体育総務費、12節．委託料の「プロスポーツ地域連携事業委託料 55万円」は、サガン鳥栖地域連携プロジェクトにおいて、サガン鳥栖の選手によるサッカー教室を開催し、子供たちの競技力向上などにつなげるとともに、県内プロスポーツチームの活躍が市民の夢や感動となるよう連携事業を実施するものとの説明を受けました。

歳入の主なものとしては、20款1項1目．繰越金について、令和3年3月26日に株式会社サクセス様より寄附をいただいた200万円を前年度繰越金として計上との説明を受けました。

21款4項3目．雑入について、スポーツ振興くじ助成金の決定により、建設中である市民球場建設工事の財源として、4,800万円を計上との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第53号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第53号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例及び武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正に伴うものであり、新型コロナウイルス感染症を定義するために引用していた武雄市国民健康保険条例の条文が削除されたため、条例の中に定義を書き込む改正を行うものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 57 号議案に対する報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

松尾陽輔福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 57 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 3 項 2 目．児童措置費の 9,606 万 7,000 円は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、ひとり親世帯や、低所得の子育て世帯等に支援を行うものであり、財源は全額国庫補助金の対象事業であるとの説明を受けました。

4 款 1 項 2 目．予防費の 1,987 万 5,000 円は、新型ウイルスのワクチン接種を早期に完了させるため、接種会場や予約などの接種体制を強化するもの及び指定寄附金を財源として感染予防のための手指消毒剤を購入するものであるとの説明を受けました。

さらに 10 款 1 項 3 目．学校教育総務費の 18 節．負担金補助（？）及び交付金の 100 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止または変更になった場合、キャンセル料の全額を助成するものとの説明を受けました。

さらに 10 款 5 項 2 目．公民館費の公民館用 I C T 機器購入費 340 万 2,000 円は、新型コロナウイルス感染症防止のため、各町公民館に I C T 機器を配備し、オンライン講座やリモート会議などに活用するもの、また、3 目．文化財保護費の重要文化財保存修理事業補助金 78 万 3,000 円は、国の重要文化財である武雄温泉楼門のひび割れ、シロアリ被害によるき損等に、保存修理費の 6 分の 1 を補助するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

第 57 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／分割付託されました第 57 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出の 4 款 2 項 1 目、環境衛生費ではコロナの影響による生活困窮者等への食料支援を充実させるため、募集要項に基づき、フードバンク活動を支援するための予算が計上されていました。

委員の中から、貸出用冷蔵庫に関する質問がありましたが、野菜や青果を保存するものとなっており、生活困窮者への支援を拡充するために必要との説明がありました。

このほか、7 款 1 項 3 目 18 節、負担金補助金（？）及び交付金では、観光誘客チャレンジ補助金で、地域観光資源のブランド化や磨き上げに対する補助金の増額や、宿泊施設等整備奨励金として、平成 30 年の市内宿泊施設の増築に伴う奨励金の経費の計上などがありました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 53 号議案及び第 57 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 53 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は、各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は、所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12. 第 60 号議案 農業委員会委員の任命についてから日程第 30. 第 78 号議案 農業委員会委員の任命についてまでの 19 件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

第 60 号議案から第 78 号議案の「武雄市農業委員会委員の任命」について、一括して御説明申し上げます。

本年 7 月 19 日をもちまして、現・農業委員会委員の任期が満了しますので、その後任といたしまして、大島栄氏ほか 18 名を任命したいと考えております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。
よろしく願いいたします。

議長／第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案に対する一括質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案は、所管の常任委員会付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

お諮りいたします。

第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案については一括して討論、採決を行いたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案は、一括して討論、採決することに決定
いたしました。

まず、第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案に対する、討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 60 号議案から第 78 号議案までの 19 議案を採決いたします。

第 60 号議案から第 78 号議案までの、農業委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案から 78 号議案までの 19 議案、すなわち、大島栄氏、中尾正悟氏、富永光男氏、松尾隆博氏、中村和仁氏、中村一明氏、田代了三氏、山田義利氏、向井健作氏、川口敏広氏、古川さゆり氏、稲富守氏、佐佐木幸夫氏、永石芳彦氏、山下英喜氏、澤井富二郎氏、坂口友久氏、相原経憲氏、岩橋久美氏を農業委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 31. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和 3 年 6 月武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。